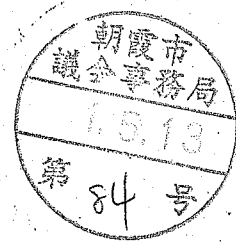


様式第10号 (第5条関係)



2019年5月13日

朝霞市議会議長 様

議員名

田口 隆夫

政務活動費収支報告書 (議員用)

朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり平成30年度(平成30年4月分~平成31年3月分)政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位:円)

| 科目 | 金額 | 備考 |
|-------|---------|----|
| 政務活動費 | 240000- | |
| 利子等 | 1 | |
| 合計 | 240000- | |

2 支出

(単位:円)

| 科目 | 金額 | 備考 |
|-------|---------|------------------|
| 研究研修費 | - | |
| 調査旅費 | - | |
| 資料作成費 | - | |
| 資料購入費 | - | |
| 広報費 | - | |
| 広聴費 | - | |
| 人件費 | - | |
| 事務所費 | 240000 | 西谷ビル1-7-173F 最上階 |
| 合計 | 240000- | |

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載してください。

3 残額

0円

契約条件

お別紙契約書通り。

丸尾建設株式会社
代表取締役 尾 隆夫
埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号

領収
印鑑

収入
印紙

収入
印紙

自 429年 9月 1 日
至 32年 8月 31 日

内 訳

1ヶ月 80,000 } 86,400.- ¥
¥ 消込 400 } ¥


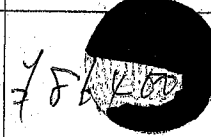
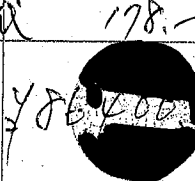
備
考

この領収証は二年間通用致し金銭の受授については最も必要
なものであるから大切に保管して下さい。

契 約 事 項

1.
 1. 保証金の有無にかかわらず毎月 末 日限りこの領収証
 と共に相違無く持参の事を確約致します。

田 辺 淳 様

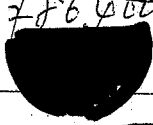

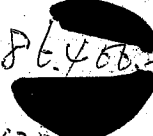
| | | | |
|-------------|----------------------|------------|--|
| 29年 9 月分 | 29年 8月2/日 受取りました | 領 収 印 鑑 |  |
| 年 10 月分 | 29年 9月30日 受取りました | 領 収 印 鑑 |  178.- |
| 年 11 月分 | 29年 10月2/日 受取りました | 領 収 印 鑑 |  |



| | | | |
|---------------|----------------------------------|--------------------|----------|
| 4 29年 12月分 | 29年 12 月30日 受取りました | 領 収 印 鑑 下北河代 | ¥86,400- |
| 4 30年 1月分 | 29年12月28日 受取りました | 領 収 印 鑑 | ¥86,400- |
| 4 30年 2月分 | 30年1月3日 受取りました | 領 収 印 鑑 下北河代 | ¥86,400- |

| | | | |
|--------------|--------------------|--------------------|----------|
| 4 30年 2月分 | 30年2月28日 受取りました | 領 収 印 鑑 | ¥86,400- |
| 4 30年 3月分 | 30年3月2日 受取りました | 領 収 印 鑑 下北河代 | ¥86,400- |
| 4 30年 4月分 | 30年4月20日 受取りました | 領 収 印 鑑 | ¥86,400- |

| | | |
|-------------|--------------------|---------------------------------------|
| 430年 6月分 | 30年5月31日 受取りました | 領収 印鑑 下小取 786400.- 7756.- |
| 430年 7月分 | 30年6月30日 受取りました | 領収 印鑑 786400.- |
| 430年 8月分 | 30年7月31日 受取りました | 領収 印鑑 786400.- 7756.- |

| | | |
|--------------|---------------------|--------------------------------|
| 430年 9月分 | 30年8月31日 受取りました | 領収 印鑑 786400.- |
| 430年 10月分 | 30年9月30日 受取りました | 領収 印鑑 786400.- 7756.- |
| 430年 11月分 | 30年10月31日 受取りました | 領収 印鑑 786400.- |

| | | | |
|--------------|---------------------|-------------------|--|
| 420年 12月分 | 20年11月30日 受取りました | 額収 印鑑 | 786,400.-  |
| 421年 1月分 | 20年12月29日 受取りました | 額収 印鑑 | 786,400.-  |
| 421年 2月分 | 21年1月2日 受取りました | 額収 印鑑 7619A | 786,400.-  7539.- |

| | | | |
|-------------|--------------------|-------------------|---|
| 421年 3月分 | 21年2月28日 受取りました | 額収 印鑑 | 786,400.-  |
| 421年 4月分 | 21年2月30日 受取りました | 額収 印鑑 7619A | 786,400.- 7360.- |
| R 1年 5月分 | 21年4月26日 受取りました | 額収 印鑑 | 786,400.-  |

預り金3万円以上
償却
無17の2印紙
有17の1印紙
(借主保管用紙)

店舗賃貸借契約書

| | | | | |
|-------|--------|-------------------------------|------------|--------------------------------|
| 物件の表示 | 所在地 | 朝霞市三原1丁目7番17号 | | |
| | 名称・室番号 | 丸尾ビル 3階 301号室 | | |
| | 面積 | | | |
| 賃料 | 構造 | 鉄骨造 賃貸棟 | | |
| | 料 | (うち消費税6,000円也) 専月 75,000円也 | 管理費 共益費 | (うち消費税4,000円) 4,000円 5,000円 |
| 保証金 | 金 | (うち消費税.....円也) | 金 | (うち消費税.....円也) |
| | 敷金 | 400,000円也 | 金 |円也 |

但し無利息の約定。敷金又は保証金を賃料に充当すること、もしくは乙の債務支払い賃権設定等に供することを禁ず。口本証をもって預り証とする。別紙預り証を発行する

貸主 丸尾建設株式会社 (以下甲と称す)
借主 田辺淳 (以下乙と称す)

上記につき甲乙とも下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 甲は下記条項により店舗を乙に賃貸し、それを使用及び収益させることを約し、乙はこれを賃借し借賃を支払うことを約した。
- 第2条 賃貸借の期間は平成29年9月1日より平成32年8月31日迄向う3年間とする。但し期間満了の場合は甲乙合議の上更新することも出来る。
- 第3条 乙は賃借料翌月分を毎月末日迄に甲方に持参し支払うこと。
- 第4条 ガス、水道、電気、その他消耗費は賃料と別に支払うものとする。但し賃借物に関する租税公課等は甲の負担とする。公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じる時は双方協議の上定めるものとする。
- 第5条 店舗は現状のまま使用するものとし、店舗又は造作の様態替の必要を生じた場合はあらかじめ甲の書面による許可を得て行い、明渡しの際は自費をもって原形に復すか或は無償にて残置するものとする。
- 第6条 乙は本件店舗に於て新業以外を営んではならない。但し甲乙の合意が成立した場合はこの限りではない。
- 第7条 次の場合には、甲は何らの催告を要しないで直ちに本件賃貸借契約を解除して乙に対して明渡を求めることが出来る。
 - 1) 乙が前2ヶ条の各規定に違反した場合。
 - 2) 賃借物件の一部又は全部につき、賃借権の譲渡、転賃をした場合。乙が他の債務により破産宣告、強制執行を受けた場合、株券譲渡、商号役員変更等による脱法的無断賃借権の譲渡、転賃の場合を含む。
 - 3) 乙が賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合。本件建物が焼失又は大破した場合。
- 第8条 借主は故意及過失を問わず建物に損害を与えた時はその状況により損害

賠償をしなければならない。借主が賠償金額を支払わず又借賃の支払を怠った時は、貸主は金をもってこの弁済に充当することができる。

- 第9条 この都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し、期間終了と同時に乙は完全に甲に店舗を明渡すこと。但し此の際借賃は期間に応じ精算し乙に返還すること。万一借主がこの申入れを怠った場合は、乙は甲に解約の意思表示をした日以降3ヶ月分の家賃を支払わなければならない。
- 第10条 連帯保証人は乙と連帯の上、本契約より生ずる乙の債務一切を負担するものとする。
- 第11条 本件に関し紛争を生じた場合は当事者は関係法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。
- 第12条 (特約条項)

引継の通り、店より〜5有り
尚 (保証金においては、償却無しとする)
更新時迄の手元と13
更新時、車いす敷料10,000円と消費税8%有り

上記契約の証として、本契約書を 通作成し各当事者署名捺印の上各一通を保有する。

平成29年8月 日 丸尾建設株式会社
住 所 埼玉県朝霞市三原1丁目8番56号
貸主 代表取締役 尾市 和夫
氏 名 (甲) 埼玉県朝霞市三原1-12-24
借主 田辺 淳
氏 名 (乙) [Redacted]
現住所 [Redacted]
連帯保証人 [Redacted]
氏 名 [Redacted]
() 第 号
住 所 [Redacted]
取引業者 [Redacted]
氏 名 [Redacted]
取引主任者 [Redacted]
第 号 [Redacted]

別紙特約事項

本契約は式年契約とあるも但し一時貸契約とすること。但し貸主の事情により不動産の名義変更の場合も本契約は継続とする。(契約書の書替有り)

本契約期間が満了し更新契約する場合物価事情や近隣との比較等により賃借料の値上がりすることあり。(甲乙合議の上)

水洗トイレ・壁・床・窓・流し等付帯設備に関して不注意による故障修理は一切(乙)の負担とする。

借主(乙)は貸室の外に釘打や接着剤等で物品取付は絶対しないものとする。必要な場合は必ず貸主(甲)の許可を得てやることと(第六条に該当する)

本契約解除の際(乙)は貸室の設備は現状の状態に戻し金銭等の要求は一切せず無条件にて(甲)に明け渡すこと。

平成二十九年 八月 日

丸尾建設株式会社

代表取締役 尾吉 実

埼玉県朝霞市三原二丁目八番五号

貸主(甲) 氏名

住所 埼玉県朝霞市三原一丁目二番

借主(乙) 氏名

田口 淳